

## 大塚住宅建材株式会社 情報セキュリティ 基本方針

### 【趣旨】

IT化が遅れている建築業界と認識されているが、実際は様々な場所でIT化が進んでいる。当社が置かれる状況としても、ITを組み入れることは必須であり、また当社が取り扱う情報も、個人情報や機密情報が多く、その管理体制や活用方法については、その責任の重さを十分に理解した上で取り扱う必要がある。

インターネットを利用したサービスを活用して、業務効率化を図る面もあり、当社が取るべき対応として、「セキュリティの確保」は必須である。世間でたびたび取り上げられる情報セキュリティに関する事件は決して他人事ではなく、リスク管理を考えた上で、同様の問題を発生させないためには早急に対応すべき事項である。

大手企業を相手にしたときほどセキュリティ問題が発生した場合の当社における損害は甚だしいものになることは言うまでもない。一方で、当社として責任をもって情報をお預かりするためにもセキュリティ問題に真摯に向き合う体制構築と取り組んでいることの情報発信は必須事項である。

そのためには、当社にITセキュリティ管理者を設けて、『情報セキュリティポリシー』を策定し、社内外に周知し、徹底して対処することとする。

### 【情報セキュリティポリシーの適用範囲】

社内のネットワークに関する全てを対象として、会社から貸与するモバイルツールにおいても、ネットワーク接続・非接続の状態に関わらずその対象とする。

また、紙での情報所持も多いことから、業務上使用する書類においても対象とする。

### 【情報セキュリティポリシーの適用者】

当社の社員（正規・非正規雇用ともに）を従業員と定義する。

『情報セキュリティポリシー』の適用者は、役員・従業員を含めた当社の情報資産を利用する全ての者が対象となる。

### 【役員の責務】

会社の代表者および役員は『情報セキュリティポリシー』の作成及び周知を行い、積極的に推進を行う。

### 【従業員の責務】

従業員は当社の情報資産の使用を認めるが、業務上必要な範囲での使用とし、私的利用を認めるものではない。

従業員はパソコンを含めた情報資産を扱う上で、企業利益の維持・向上および顧客満足のた

めに『情報セキュリティポリシー』に同意し、遵守しなければならない。またこれに違反した場合は、その結果について責任を負わなければならない。

**【外部委託業者に対する対応】**

『情報セキュリティポリシー』の適用範囲内で行う作業を、外部委託業者に依頼する場合には、遵守すべきセキュリティ管理の手法を明確にし、セキュリティ事故の際の責任に関しても明確にしなければならない。

**【社内教育について】**

役員は、率先してこの必要性を理解した上で、従業員に対して情報セキュリティについての知識を継続的に共有する責任を負う。この社内教育は、知識習得と同時に意識向上も目的とする。

**【社長への報告】**

各部門長は、情報セキュリティの維持・管理状況について、逐次社長に報告することとして、問題点や改善点があれば、随時報告しなければならない。

**【違反者への処罰】**

当社は従業員の『情報セキュリティポリシー』に違反した行為等が判明した場合、該当従業員に対して、適切な処置を講じることとする。場合によっては、就業規則等に基づいた処罰を行うこととする。

本方針は2019年7月10日に代表取締役によって承認され、即時施行する。